

初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について

初心運転者講習通知書の誤送付により損害を与えた件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 件 名 初心運転者講習通知書の誤送付により損害を与えた件
- 2 当事者 損害賠償請求者
[REDACTED]
[REDACTED]
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 発生年月日 平成26年9月10日
- 4 発 生 場 所 豊見城市字名嘉地225番地
有限会社壺川自動車学校構内
- 5 損害賠償額 18,200円
- 6 和 解 内 容 別紙のとおり

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

初心運転者講習通知書の誤送付により損害を与えた件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲

乙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償について、次のとおり和解する。

- 1 乙は、本件に関して過失があったことを認め、本件による一切の損害賠償金として、甲に対し総額18,200円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を甲に支払う。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件に関し、以上に定めるもののほか何らの債権債務のないことを確認する。